

香川県報



号外 3

平成 16 年

3 月 30 日（火曜日）

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

- 人事委員会規則
- 行政手続の見直しに伴う関係規則の整備等に関する規則 一
 - 給料の特別調整額表に関する規則の一部を改正する規則 二
 - 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 三
 - 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 四
 - 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 五
 - 調整手当に関する規則の一部を改正する規則 五
 - 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則 六
 - 超過勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 六
 - 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 六
 - 一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則 六
- 人事委員会告示
- 給料表別、級別職務分類表（昭和六十年香川県人事委員会告示第三号）の一部改正

人事委員会規則

行政手続の見直しに伴う関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第六号

行政手続の見直しに伴う関係規則の整備等に関する規則

（職員の給料等の支給に関する規則の一部改正）

第一条 職員の給料等の支給に関する規則（昭和二十七年香川県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式（記入上の注意）に次のように加える。

7 印の罫線枠内欄に「●」を記入し、該当事項を記載することができる。

（通勤手当に関する規則の一部改正）

第二条 通勤手当に関する規則（昭和三十三年香川県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式（記入上の注意）に次のように加える。

10 印の罫線枠内欄に「●」を記入し、該当事項を記載することができる。

第二号様式（記入上の注意）に次のように加える。

9 印の罫線枠内欄に「●」を記入し、該当事項を記載することができる。

第三号様式（記入上の注意）に次のように加える。

7 印の罫線枠内欄に「●」を記入し、該当事項を記載することができる。

（住居手当に関する規則の一部改正）

第三条 住居手当に関する規則（昭和四十九年香川県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式（記入上の注意）2中「別欄」を「別欄」に改め、同様式（記入上の注意）に次のように加える。

6 印の罫線枠内欄に「●」を記入し、該当事項を記載することができる。

第二号様式（記入上の注意）に次のように加える。

6 印の罫線枠内欄に「●」を記入し、該当事項を記載することができる。

（職員の給与に関する条例附則第三項及び第四項の規定による通勤手当に関する規則の一部改正）

第四条 職員の給与に関する条例附則第三項及び第四項の規定による通勤手当に関する規則（昭和五十三年香川県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式（記入上の注意）に次のように加える。

6 印の罫線枠内欄に「●」を記入し、該当事項を記載することができる。

第二号様式（記入上の注意）に次のように加える。

「防災対策主幹」を削り、「小豆総合事務所次長」の下
を「適正処理推進主幹」に改め、「病院経営主幹」を削り、「

に、「人事委員会の認めるものに限る。」を加え、「文書館次長」及び「自治研修所次

長」を削り、「中讀保健所次長」を「保健福祉事務所次長（人事委員会の認めるもの

中讀保健所支所長

「保育専門学院教頭（人事委員会の認めるものに限る。）

限る。）」に、「医療短期大学事務局長

医療短期大学学科長

保健医療

長」を削り、「中央病院課長（医事課長を除く。）」に改

長」を削り、「中央病院課長」を「中央病院薬剤部長

中央病院薬局長

大学事務局長次長」を削り、「ス道学園長

「ス道学園長

め、「亀山学園長」、「農業大学校部長」及び「高松土木事務所鉄道高架事業所長」

川部みどり園長

川部みどり園次長

を削り、「医療短期大学学生部長」を「保健医療大学学生部長」に、「中央病院副薬局長

医療短期大学図書館長

保健医療大学図書館長

を「中央病院副薬剤部長」に、「病院薬局長（中央病院薬局長）」を「病院薬剤部長（中央

主幹（人事委員会の認めるもの

病院薬剤部長」に改め、「川部みどり園次長」を削り、

主幹（人事委員会の認めるもの

のに限

を

主幹（人事委員会の認めるものに限

保健医療大学学科長

保健医療大学教養部長

百分の十

「体育」に改め、「同表教育委員会の事務部局の項中「文化会館長」を削り、「図書館長」を

総合

丸亀

館長

「歴史博物館長

水泳プール所長

文化会館長

運動公園所長

県民ホール館長

競技場長

瀬戸内海歴史民俗資料館長

館長

埋蔵文化財センター所長

「歴史博物館副館長

文化会館次長

に改め、「高松東高等学校事務部長」を

県民ホール副館長

埋蔵文化財センター次長

削り、「三木高等学校事務部長

高松桜井高等学校事務部長

を「高松東高等学校事務部長」に改め、「同表警察の

銃器・薬物対策室長

「監察官

改める。

暴力団対策室長

を削り、「監察官」を

組織犯罪対策管理官」に

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

香川県人事委員会規則第八号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年香川県人事委員会規則第四号）の一部を

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

次のように改正する。

第三条第二号中「保健福祉事務所、保健所」を「小豆総合事務所、保健福祉事務所」に改める。

第四条第二号及び第三号中「保健福祉事務所又は保健所」を「小豆総合事務所又は保健福祉事務所」に改め、同条第七号中「保健福祉事務所、保健所」を「小豆総合事務所、保健福祉事務所」に改め、同条第十号中「健康福祉部」を「小豆総合事務所、健康福祉部」に改め、「保健所」を削る。

第五条第一号中「病院、がん検診センター」を「小豆総合事務所」に改め、「保健所」を削り、「精神保健福祉センター」の下に「病院、がん検診センター」を加え、同条第二号中「保健福祉事務所、保健所」を「小豆総合事務所、保健福祉事務所」に改める。

第六条の見出しを「(大学教育職給料表の適用範囲)」に改め、同条中「短期大学教育職給料表」を「大学教育職給料表」に改め、同条第一号及び第二号中「短期大学」を「大学又は短期大学」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第九号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(昭和三十六年香川県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「短期大学教育職給料表」を「大学教育職給料表」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第十号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年香川県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第五条の二中「職員」の下に「給与条例第三条の二の規定の適用を受ける職員」を加える。

第五条の三及び第五条の四中「第十四条の五第五項」を「第十四条の五第六項」に改める。

第六条第二項第三号中「国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」に改める。

別表第一中「医療短期大学長」を「危機管理監」に、「文書館長」を「保健医療大学長」に、「中央病院事務局長」を「中央病院事務局長」に改め、「危機管理監」及び「中讃保健所長」を削り、

防学校長
書館長
中央病院事務局長
中央病院副院長
院長(中央病院長を除く)
ん検診センター所長
医療短期大学事務局長
中央病院事務局長
別表第二の五の部2の項中「中央病院薬局長」を「中央病院薬剤部長」に改め、同部3

「中讃保健福祉事務所長
保健医療大学副学長
保健医療大学事務局長」
を「保健医療大学副学長
保健医療大学事務局長」
に改める。

の項及び同表六の部3の項中「保健福祉事務所」を「小豆総合事務所」に、「保健所」を「保健福祉事務所」に改め、同表七の部中「短期大学教育職給料表」を「大学教育職給料表」に改め、同部1の項中「短期大学の」を削る。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第十一号

調整手当に関する規則の一部を改正する規則

調整手当に関する規則（昭和四十五年香川県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十四条の五第四項及び第五項」を「第十四条の五第五項及び第六項」に改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第十二号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第一条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和六十年香川県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号ト中「短期大学教育職給料表」を「大学教育職給料表」に改める。

別表第五の七級の項及び六級の項1中「中央病院薬局長」を「中央病院薬剤部長」に改め、同項2及び同表五級の項1中「保健福祉事務所」を「小豆総合事務所」に、「保健所」を「保健福祉事務所」に改める。

別表第六の六級の項2及び五級の項1中「保健福祉事務所」を「小豆総合事務所」に、「保健所」を「保健福祉事務所」に改める。

別表第七中「短期大学教育職給料表級別標準職務表」を「大学教育職給料表級別標準職務表」に改め、同表五級の項から二級の項までの規定中「短期大学の」を削り、同表一級の項中「短期大学」を「大学」に改める。

別表第十四中「短期大学教育職給料表級別資格基準表」を「大学教育職給料表級別資格基準表」に改め、同表備考中「短期大学」を「大学又は短期大学」に改める。

別表第二十四中「短期大学教育職給料表初任給基準表」を「大学教育職給料表初任給基準表」に改め、同表備考中「短期大学教育職給料表級別資格基準表」を「大学教育職給料表級別資格基準表」に改める。

別表第二十五及び別表第二十六中「短期大学教育職給料表」を「大学教育職給料表」に改める。

（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成十一年香川県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出し、同項及び附則第三項を削り、附則第四項中「施行日」を「この規則の施行の日」に、「短期大学教育職給料表」を「大学教育職給料表」に、「規則」を「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」に、「採用日」を「新たに職員となった日」に改め、同項を附則第二項とし、同項に見出しとして、「（経過措置）」を付する。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

超過勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第十三号

超過勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

超過勤務手当に関する規則(平成六年香川県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号イ中「日(以下「休日等」を「時間(以下「休日給支給対象時間」に、「休日等の正規の勤務時間」を「休日給支給対象時間」に改め、同号ロ及び同項第三号中「休日等」を「休日給支給対象時間」に、「休日等の正規の勤務時間」を「休日給支給対象時間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第十四号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年香川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第八号中「二年」を「三年」に改める。

第一号様式注に次のように加える。

6 印の記載を印刷で行う場合は、墨印を省略することができる。

第二号様式に注として次のように加える。

并 印の記載を印刷で行う場合は、墨印を省略することができる。

附 則

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

2 改正前の第一号様式及び第二号様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第十五号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成十六年香川県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第十六条第一号」を「第十六条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

香川県人事委員会告示第二号

給料表別、級別職務分類表(昭和六十年香川県人事委員会告示第三号)の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

危機管理監

別表第一の十一級の部知事の事務部局の項中「東京事務所長」を「東京事務所長 消防学校長」

に、「医療短期大学事務局長」を「保健医療大学事務局長」に改め、同部教育委員会の事務部局の項中「文化会館長」を削り、同表十級の部知事の事務部局の項中「文書館長」を「消防学校長」に、「医療短期大学事務局長」を「保健医療大学事務局長」に改め、

文書館長」に、「医療短期大学事務局長」を「保健医療大学事務局長」に改め、

同部教育委員会の事務部局の項中「文書館長」を「消防学校長」に改め、同表九級の部を次のように改める。

九級 知事の事務部局 参事(乙) 監察主幹

同部教育委員会の事務部局の項中「文書館長」を「消防学校長」に改め、同表九級の部を次のように改める。

同部教育委員会の事務部局の項中「文書館長」を「消防学校長」に改め、同表九級の部を次のように改める。

同部教育委員会の事務部局の項中「文書館長」を「消防学校長」に改め、同表九級の部を次のように改める。

九級 知事の事務部局

参事(乙) 監察主幹

理官」に改める。

別表第三の五級の項中「理事」を削る。

別表第四の四級の項中「中讃保健所長」を削り、同表三級の項中「保健所長（中讃保健

「小豆総合事務所次長

所長を除く。）を「保健福祉事務所長」に、「主任部長」を

「保健福祉事務所次長」

「中央病院中央検査部長
主任部長」

に改め、同表二級の項中「保健所課長」を「小豆総合事務所課長
保健福祉事務所課長」に改める。

別表第五の七級の項中「中央病院薬局長」を「中央病院薬剤部長」に改め、同表六

級の項中「中央病院薬局長」を「中央病院薬剤部長」に、「病院薬局長」を「病院薬

剤部長」に、「中央病院副薬局長」を「中央病院副薬剤部長」に改め、同表五級の項

中「中讃保健所課長」を削り、「病院薬局長（中央病院薬局長）」を「病院薬剤部長（中央

病院薬剤部長」に、「中央病院副薬局長」を「中央病院副薬剤部長」に改める。

別表第六の五級の項中「中讃保健所課長」を削る。

別表第七中「短期大学教育職給料表級別職務分類表」を「大学教育職給料表級別職務分

「学科長

類表」に改め、同表五級の項中「学科長」を「副学長」に、「教授」を「教養部長」に改

「教授」

める。